

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」をご提供しています。

ご契約のしおり・約款

QRコードから
閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



三井住友海上
プライマリー生命の
ホームページから
閲覧する方法

- 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ
(<https://www.ms-primary.com>)にアクセスし、「商品情報」をクリック
- 2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック
- 3 検索コードを入力して「検索」をクリック **検索コード 0300020665**

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券にも記載しています。
※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。



自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

ご検討、お申込みに際しては、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」等を必ずご確認ください。

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のお申込みに際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの金融庁ホームページでご確認いただけます。



この保険は三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この保険の正式名称は、通貨選択型終身保険(保障抑制期間設定型)です。

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
資料請求・お問合わせ フリーダイヤル 0120-125-104
<https://www.ms-primary.com>

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。



©2025 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

募集代理店

野村証券株式会社

取扱者(生命保険募集人)

三井住友プライマリー終身保険

(円建／外貨建)

通貨選択型終身保険(保障抑制期間設定型)



この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
元本割れすることがあり、また、解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命
MS&AD INSURANCE GROUP

募集代理店

野村証券株式会社

三井住友プライマリー終身保険は、

ご要望に応じて2つのコースから選択できる 通貨選択型の一時払終身保険です。

家族にふやしてのこしたい

死亡保障コース

第1保険期間経過後、
死亡保険金がより**大きくなります**。

詳しくは P3~P4

家族にのこしつつ 自分のためにもつかいたい

引出コース

ご契約の**1年後から、自由に引出して**
つかえるご資産を準備できます。

詳しくは P5~P6

ご契約後は、別のコースに変更することはできません。

さらに、
こんなご要望にも
お応えできます!

終身の
死亡保障に
かえて

特約 介護年金への移行

公的介護保険制度の**要介護2**以上
の場合、**介護年金**でのお受取りをお選

詳しくは P12

特約 年金への移行

年金でのお受取りを
お選びいただけます。

詳しくは P16

この保険では、2つのコースから1つのコースをお選びいただけます。ご契約後は、別のコースに変更することはできません。主契約(通貨選択型終身保険(保障抑制期間設定型))または主契約に円建定額終身移行特約を付加した契約を「死亡保障コース」、主契約に「引出自在型終身保障特約」を付加した契約を「引出コース」と表記しています。

※「死亡保障コース」では、契約通貨に外貨を選択した場合、円建定額終身移行特約が付加されます。

生命保険でできる、**円満な相続**のための3つの対策

相続税
対策

死亡保険金の非課税枠*1を
活用できます。

非課税限度額 =

500万円 × 法定相続人の数*2

*1 法定相続人(相続を放棄した方や相続権を失った方は含まれません。)以外の人が受取った死亡保険金には非課税枠の適用はありません。

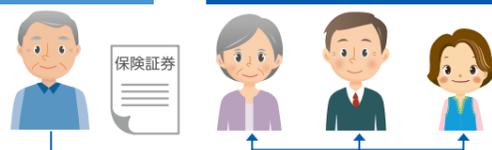
*2 法定相続人の数には、相続を放棄した人を含み、養子がいる場合には算入する養子の数に制限があります。

遺産分割
対策

お金に名前をつけて
のこせます。

死亡保険金受取人をあらかじめ指定できます。
そのため、財産を「渡したい人にのこす」ことができます。

【例】 契約者・被保険者 死亡保険金受取人



死亡保険金受取人は被保険者の3親等以内の親族をご指定いただけます。

納税資金
対策

すぐにつかえる現金を確保できます。

死亡保険金は「受取人固有の財産」として遺産分割協議の対象外*3となります。そのため死亡保険金受取人が所定の請求手続きをすることにより、すみやかに現金で支払われます。(書類等に不備がない場合、約1週間程度*4で支払われます。)



*3 最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。

*4 保険金支払の事実確認を行うことで、お支払いまでに日数がかかる場合があります。

※本税務取扱いの内容は2025年1月1日現在の税制に基づく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。
個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

死亡保障コース のしくみと特徴

第1保険期間経過後、死亡保険金が大きくなります。

- 第1保険期間経過後、**死亡保険金**が契約通貨建てで大きくなります。
- **第1保険期間**はお客様のニーズにあわせて**期間を選択**できます。その期間が長いほど、第2保険期間の死亡保険金額はより大きくなります。
- 死亡保険金は、各保険期間の保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい金額となります。 詳しくは P9~P10

ご契約の1年後から円建終身保障に移行することもできます。

契約通貨
外貨

- 契約通貨が外貨でご契約から1年経過以後であれば、ご契約者のお申出により、解約払戻金の円換算額を原資とした円建終身保障に移行することができます。
- 円満な相続のための準備ができます。

相続税対策

遺産分割対策

納税資金対策

詳しくは P1~P2

契約通貨

米ドル 豪ドル 円

第1保険期間

1年・3年・5年・10年*1

*1 契約年齢が81歳以上の場合、10年は選択できません。

被保険者

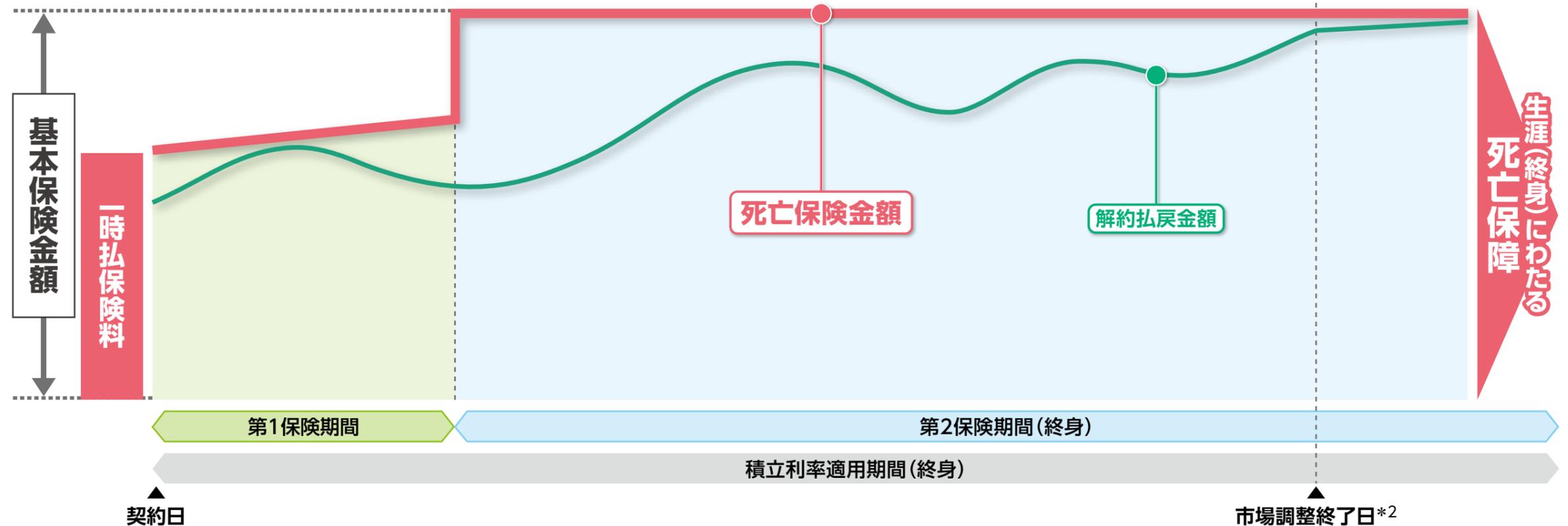
満90歳まで 健康告知不要

積立利率を上乗せします!

払込通貨	払込保険料
米ドル	40万米ドル以上
豪ドル	50万豪ドル以上
円	5,000万円以上

※ご契約時の金利環境等によって、積立利率の上乗せを行わない場合があります。

【イメージ図】[契約年齢：40歳以上の場合]



※上図はイメージ図であり、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

*2 市場調整終了日について詳しくは、P15をご覧ください。

ご注意ください

◆この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります**。また、**解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります**。

詳しくは P14

	契約年齢：39歳以下		契約年齢：40歳以上	
	期間	積立利率適用期間	期間	積立利率適用期間
第1保険期間	1年・3年・5年・10年	【米ドル・円】30年	1年・3年・5年・10年*1	終身
第2保険期間	第1保険期間満了日の翌日から積立利率適用期間満了日	【豪ドル】20年	第1保険期間満了日の翌日から終身	
第3保険期間	第2保険期間満了日の翌日(更改日)から終身	終身	なし	

引出コース

のしくみと特徴

商品パンフレットでの表記について
商品パンフレットでは、引出自在型終身保障特約の用語を右記のように表示しています。

- 「引出自在型終身保障部分」▶ **引出部分**
- 「引出自在型終身保障部分の積立金額」▶ **引出部分の金額**
- 「引出自在型終身保障充当金額」▶ **引出部分** 投入額



一時払保険料相当額（契約通貨建）を**死亡保険金**としてご家族にのこせます。

- ご自身でつかえる資金を確保しつつ**円満な相続のための準備**ができます。

相続税対策

遺産分割対策

納税資金対策

詳しくは P1~P2



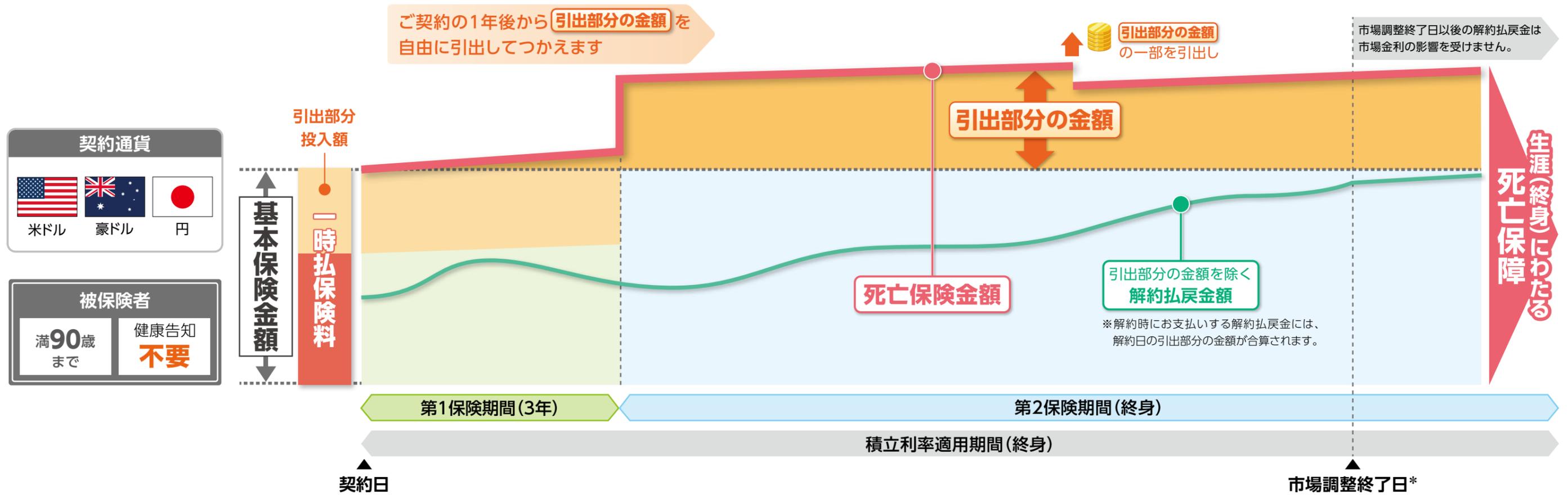
ご契約の**1年後**から、**引出部分の金額**を自由に引出してつかえます。

- 契約日の**1年後**から、**引出部分の金額**の全部または一部を引出することができます。

引出せる金額は、一時払保険料を上回る部分が限度となり、その金額には解約控除や市場調整はかかりません。

詳しくは P7~P8

【イメージ図】[契約年齢：40歳以上の場合]



※上図はイメージ図であり、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。
※上図は引出部分を毎年同じ利率で運用したと仮定したものです。

* 市場調整終了日について詳しくは、P15をご覧ください。

⚠️ ご注意ください

◆この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります。**また、**解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。**

詳しくは P14

	契約年齢：39歳以下		契約年齢：40歳以上	
	期間	積立利率適用期間	期間	積立利率適用期間
第1保険期間	3年	【米ドル・円】30年	3年	終身
第2保険期間	第1保険期間満了日の翌日から積立利率適用期間満了日	【豪ドル】20年	第1保険期間満了日の翌日から終身	
第3保険期間	第2保険期間満了日の翌日(更改日)から終身	終身	なし	

引出部分の金額とは

引出部分の金額は、一時払保険料の一部(引出部分投入額)を原資とします。

※引出部分投入額は、一時払保険料、基本保険金額、契約日の積立利率、被保険者の年齢・性別等により計算して定められます。そのため、引出部分投入額を指定することはできません。

引出部分の金額について

- 引出部分の金額は、一時払保険料のうち、引出部分投入額を契約応当日ごとに毎年適用される三井住友海上プライマリー生命所定の利率(下限:0.01%)で計算します。

※引出部分の金額に適用される利率は、契約日および更改日に適用される積立利率とは異なります。

※一部引出後の引出部分の金額は、引出前の引出部分の金額から引出金を差し引いた金額に基づき、三井住友海上プライマリー生命所定の利率(下限:0.01%)で計算します。

- 契約年齢が39歳以下の契約で、第3保険期間の更改日の積立利率が最低保証積立利率*1を上回る場合、引出部分の金額は更改日に大きくなります。

*1 外貨0.5%、円0.01%

※更改日前に引出部分の金額を全額引出した場合でも、更改日の積立利率が最低保証積立利率を上回れば、引出部分の金額は大きくなります。

引出金の税務について

- 引出金は「**所得税(一時所得) + 住民税**」の対象となります。
- 引出しをした場合、「**引出金の累計額** - **一時払保険料**」を基に一時所得を計算します。この引出金の累計額が一時払保険料を超えた場合、超えた金額から特別控除(50万円)を差し引いた金額の2分の1が課税の対象となります。



引出金の累計額が一時払保険料を超えるまでは課税されません。
(契約通貨が外貨の場合は円換算額)

【イメージ図】



- 解約にあたり過去に引出しがあった場合、「**解約払戻金** - **一時払保険料残額*2**」が「**所得税(一時所得) + 住民税**」の対象となります。

*2 一時払保険料から引出金の累計額を控除した金額

引出の手続きについて

ご契約の1年後から、引出部分の金額の全部または一部について、いつでも引出することができます。**解約控除や市場調整はかかりません。**

ただし、第1保険期間においては、引出部分以外の積立金額と引出部分の金額の合計額のうち、一時払保険料を上回る部分が引出することができる金額の限度となります。

引出をご希望の場合



- 三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンター(フリーダイヤル:0120-81-8107)までご連絡いただき、必要書類をご請求ください。



- 請求書にて引出部分の引出方法(全部または一部)をご選択いただけます。一部引出の場合の引出金は、契約通貨建てでご指定した金額*をお受取りいただけます。(契約通貨が外貨の場合、円での受取りも可能)

*引出金の単位は次のとおりです。

- ・外貨：1,000ドル以上(100ドル単位)
- ・円：10万円以上(1万円単位)

※契約通貨が外貨で、円でのお受取りをご選択された場合、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日における所定の為替レートを適用します。



- 三井住友海上プライマリー生命が不備のない必要書類を受付けた日の翌日から、その日を含めて5営業日以内にご指定の口座へお支払いします。

⚠️ ご注意ください

- ◆契約通貨が外貨で、引出金を円でお受取りいただく場合、引出日の所定の為替レートが適用され、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。
- ◆一度引出した引出金は、元に戻すことができません。また、引出部分の金額に追加で資金を投入することもできません。

死亡保険金について

保険期間中に被保険者が死亡された場合、コースに応じて、**死亡された日の契約通貨建ての保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい額**を、死亡保険金として死亡保険金受取人にお受取りいただけます。各コースの、各期間における保険金額は次のとおりとなります。

死亡保障コースの保険金額

第1保険期間

積立金額(一時払保険料に積立利率、経過年月数等を用いて計算した金額)

※一部解約をした場合、基本保険金額の減額に応じて積立金額は減額します。

第2保険期間

基本保険金額

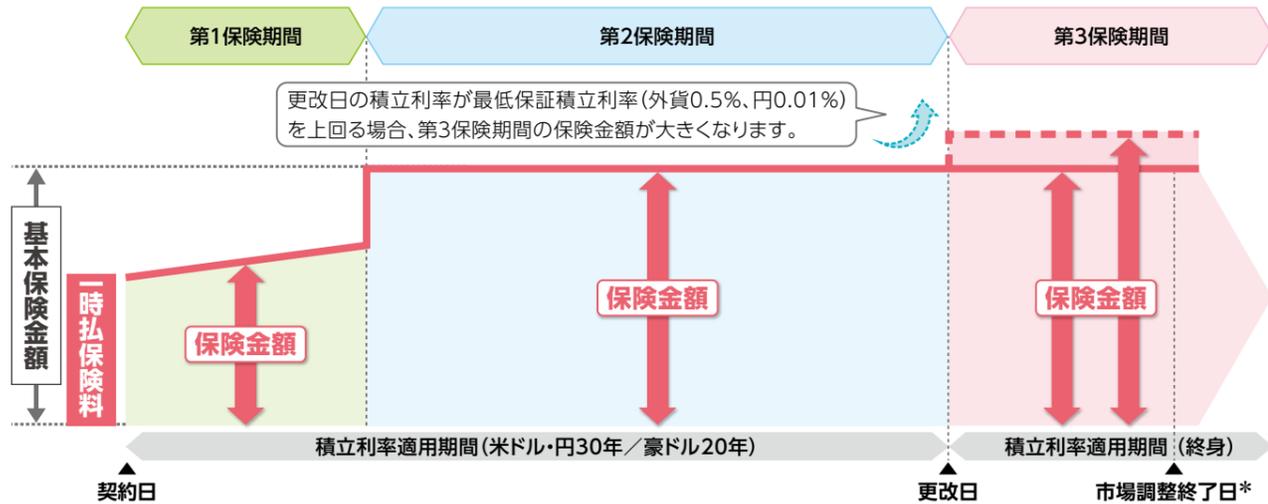
----- 契約年齢が39歳以下の場合 -----

第3保険期間

更改日の積立金額に基づき、更改日における被保険者の年齢および性別ならびに積立利率に応じて計算した金額

※契約年齢が39歳以下の契約で、第3保険期間の更改日の積立利率が最低保証積立利率(外貨0.5%、円0.01%)を上回る場合、第3保険期間の保険金額が大きくなります。

【死亡保障コースのイメージ図】[契約年齢:39歳以下の場合]



※上図はイメージ図であり、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

※市場調整終了日以後の解約払戻金は市場金利の影響を受けません。市場調整終了日について詳しくは、P15をご覧ください。

引出コースの保険金額 [このコースの基本保険金額は、一時払保険料相当額となります。]

第1保険期間

引出部分以外の積立金額(一時払保険料から引出部分投入額を除いた額に積立利率、経過年月数等を用いて計算した金額) + 引出部分の金額

第2保険期間

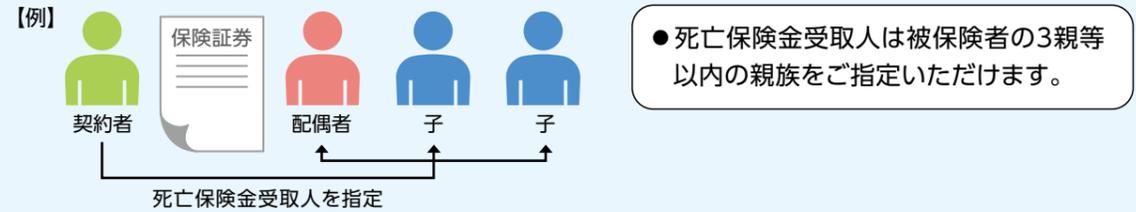
第3保険期間

基本保険金額 + 引出部分の金額

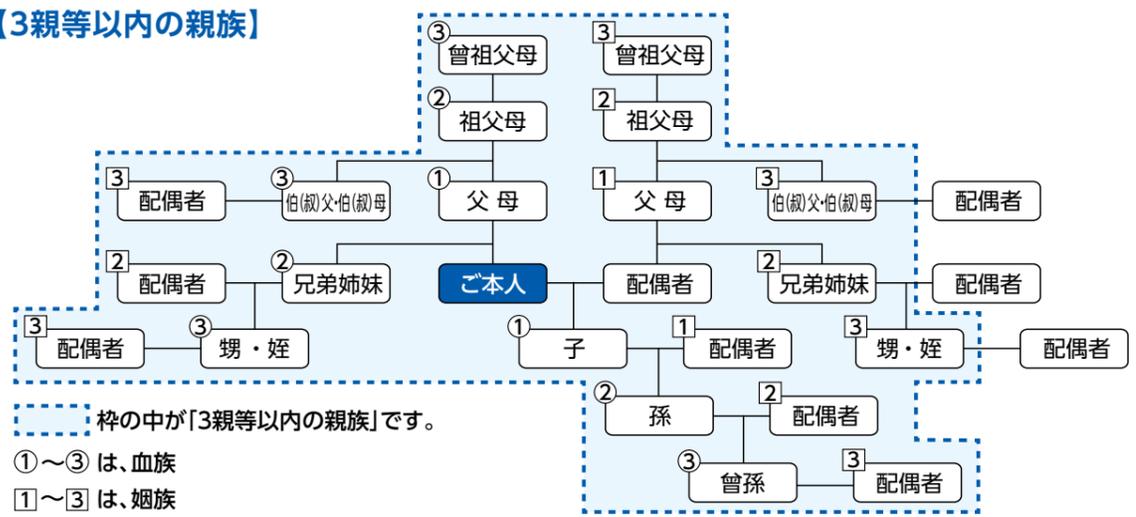
..... 家族へ安心をのこすポイント.....

死亡保険金受取人を指定できます。

ご契約の際にあらかじめ死亡保険金受取人を指定いただくことにより「のこしたい方」へのスムーズな財産承継を生前からご準備いただけます。



【3親等以内の親族】

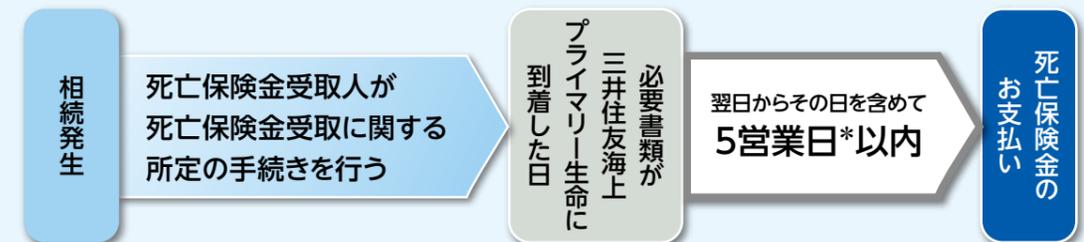


※死亡保険金請求権は、受取人固有の財産とされています。(ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。)

すみやかに死亡保険金をお受取りいただけます。

死亡保険金は、指定された死亡保険金受取人が三井住友海上プライマリー生命に請求することにより、現金で迅速に支払われますので、すぐに使える資金として活用いただけます。銀行預金等の相続財産は「遺産分割協議」の対象となりますが、生命保険の死亡保険金は遺産分割協議の対象外です。

※保険金支払の事実確認を行うことで、お支払いまでに日数がかかる場合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



* 不備のない必要書類が三井住友海上プライマリー生命に提出された場合の日数です。



指定代理請求人が請求することもできます

本来の受取人に年金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された指定代理請求人が、本来の受取人にかわって請求することができます。

●たとえばこんなとき…



上記のような場合でも、お受取りいただけます。

請求対象	年金など	引出金
本来の受取人	年金受取人	契約者
支払先	指定代理請求人の請求により、以下のいずれかの口座にお支払いします。 ●年金受取人または契約者の口座 ●指定代理請求人の口座	
対象となる契約	年金移行特約(定額保険用)・ 介護年金移行特約を付加した契約 (年金受取人=被保険者の契約に付加可)	引出コース (契約者=被保険者の契約に付加可)

●指定代理請求人は、被保険者である年金受取人または契約者との関係が次の範囲内で任意の方を1名指定することができます。

配偶者

直系血族

(子、孫、父母、祖父母など)

3親等以内の親族

(兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪など)

●三井住友海上プライマリー生命が認めた場合、次の範囲内からも指定することができます。

- ①被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
- ②被保険者の財産管理を行っている者
- ③死亡保険金の受取人
- ④その他①から③までに掲げる者と同等の特別な事情がある者として三井住友海上プライマリー生命が認めた者

- 受取人の代理になる方を契約者が指定するため、契約者は受取人と相談したうえで指定代理請求人を指定してください。
- 指定代理請求人を指定した際には、契約者は指定代理請求人に、支払事由および代理請求ができることをお伝えください。
- 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



要介護2以上と認定されている場合、介護年金に移行できます

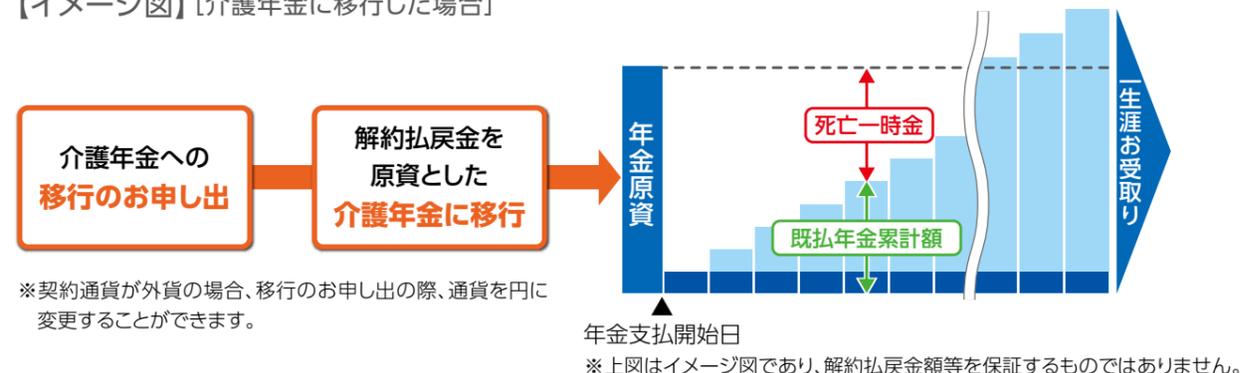
- 介護年金移行特約**を付加することで、解約払戻金額を原資とした介護年金に移行することができます。
- 年金支払開始日以後、**毎年定額の年金を一生**お支払いします。

移行の条件

- 被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されていること。
- 契約日から1年経過以後であること。
- 年金支払開始日の被保険者の年齢が95歳以下であること。

- 不備のない請求書類を三井住友海上プライマリー生命が受付けた日の翌日が、第1回の年金支払日(年金支払開始日)となります。
- 介護年金へ移行後、既払年金累計額が年金原資の額に到達する前であれば、年金原資の額から既払年金累計額を差引いた額を**一括**でお受取りいただくことができます。(年金の一括支払)
- 被保険者が死亡された場合、年金原資の額から既払年金累計額を差引いた額を、**死亡一時金**としてお支払いします。

【イメージ図】[介護年金に移行した場合]



公的介護保険制度 要介護2の身体状態のめやす

軽度の介護を必要とする状態

- 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。
- 立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。
- 衣服の着脱はなんとかできる。
- 物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。

【出典】(公財)生命保険文化センターホームページ「リスクに備えるための生活設計」

※「要介護2以上」とは、2025年1月現在の公的介護保険制度に基づくもので、将来公的介護保険制度が改正され、その改正がこの特約の支払事由に影響をおよぼす場合、支払事由を変更することがあります。

⚠️ ご注意ください

- ◆**年金原資となる解約払戻金は、市場金利の変動の影響や解約控除等により、一時払保険料を下回る可能性があります。**
- ◆年金額が所定の金額に満たない場合、介護年金への移行はできません。
- ◆介護年金への移行後に、再度、契約通貨建ての終身保険や円建終身保障に移行することはできません。
- ◆年金の一括支払を選択した場合、契約は消滅し、以後の年金等のお支払いはありません。

税金のお取扱いについて

ご契約時

お申込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

引出時 引出コース

引出金の累計額が一時払保険料を超えた場合(契約通貨が外貨の場合は、円換算額)、超えた部分の額に対して、所得税(一時所得)+住民税が課税されます。

解約時

解約、一部解約時の差益に対して、所得税(一時所得)+住民税が課税されます。

死亡保険金受取時

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*1
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

*1 「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

年金受取時

契約形態	課税時		税金の種類
	毎年年金支払時		
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年年金支払時		所得税(雑所得)+住民税
	年金支払開始後の一括での受取時	確定年金/終身介護年金	所得税(一時所得)+住民税
		年金総額保証付終身年金	所得税(雑所得)+住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時		贈与税*2
	毎年年金支払時		所得税(雑所得)+住民税

*2 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。

⚠️ ご注意ください

- ◆ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- ◆ 税制上のお取扱いは2025年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

Q 引出した引出金は、課税されますか?

A 引出金の累計額が一時払保険料を超えるまでは課税されません。(契約通貨が外貨の場合は、円換算額)

リスクと諸費用について

リスクについて

為替リスクについて

この保険は、契約通貨が外貨の場合において、一時払保険料を円でお申込みいただく場合や、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)を円でお受取りいただく場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を円に換算した場合の金額は、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

市場リスクについて

この保険を解約等する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金等が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

お客さまにご負担いただく費用について

ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

保険期間中にご負担いただく費用

- 保険期間中に適用される積立利率は、契約年齢(更改日を迎えた場合は、その日における被保険者の年齢)、契約通貨および積立利率適用期間等に応じて、指標金利の-1.0%~+1.5%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。なお、この積立利率は、契約日、更改日、契約通貨、契約年齢(更改日を迎えた場合は、その日における被保険者の年齢)および積立利率適用期間等によって異なります。
- 積立金(引出コースの場合、引出部分以外の積立金)から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。
 - ※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
 - ※ 指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

遺族年金支払特約、介護年金移行特約および年金移行特約(定額保険用)による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

解約、一部解約または解約払戻金を原資に年金等へ移行する時にご負担いただく費用

契約日から解約等の日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料(死亡保障コースで一部解約をされる場合は、一時払保険料のうち基本保険金額の減額部分に対応する金額)に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
	外貨	4%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%
円	2.5%	2.2%	2%	1.7%	1.5%	1.2%	1%	0.7%	0.5%	0.2%	0%

※死亡保障コースにおいて、円建終身保障への移行後に解約した場合、解約控除の適用はありません。

外貨で契約を締結することで生じる費用

一時払保険料を円で入金する場合と保険金等を円でお受取る場合、または死亡保障コースで円建終身保障へ移行する場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただけます。

保険料を円でお入金する場合の円入金特約レート	TTM+50銭
保険金等を円でお受取る場合または死亡保障コースで円建終身保障へ移行する場合の円支払特約レート	TTM-50銭

※一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。

社会貢献特約の付加による死亡保険金の支払時にご負担いただく費用

本特約を付加した場合、本特約の維持・管理等にかかる費用として、死亡保険金の支払時に、受取人に支払う死亡保険金から、死亡保険金の1%(最大10万円)を控除します。

ご契約について

コース		死亡保障コース	引出コース
概要		主契約(通貨選択型終身保険(保障抑制期間設定型))または主契約に円建定額終身移行特約を付加した契約 ※円建定額終身移行特約は、契約通貨に外貨を選択した場合、付加されます。	主契約に「引出自在型終身保障特約」を付加した契約
契約通貨		米ドル、豪ドル、円	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		20歳～90歳	
一時払保険料	最低	外貨	1万契約通貨(1契約通貨単位) ※円入金特約を付加した場合は最低100万円(1万円単位)
		円	100万円(1万円単位)
一時払保険料	最高	基本保険金額が 20億円となる保険料	基本保険金額と引出部分投入額の合計が20億円となる保険料
	※契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額		
保険期間 (終身)	第1保険期間	契約日から1年・3年・5年・10年を選択 ※契約年齢が81歳以上の場合、10年は選択できません。	契約日から3年
	第2保険期間	【契約年齢 39歳以下】 第1保険期間満了日の翌日から積立利率適用期間満了日 【契約年齢 40歳以上】 第1保険期間満了日の翌日から終身	
	第3保険期間	【契約年齢 39歳以下】 第2保険期間満了日の翌日(更改日)から終身 【契約年齢 40歳以上】 なし	
積立利率適用期間		【契約年齢 39歳以下】 第2保険期間満了日まで：米ドル・円：30年／豪ドル：20年 第3保険期間：終身 【契約年齢 40歳以上】 終身	
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日	
市場調整終了日		【契約年齢 39歳以下】 積立利率の更改日から30年後の年単位の契約応当日 【契約年齢 40歳以上70歳以下】 契約日から30年後の年単位の契約応当日 【契約年齢 71歳以上】 被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日	

契約者	被保険者の3親等以内の血族または配偶者	
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内の親族	
保険料の払込方法	一時払のみ	
クーリング・オフの取扱い	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。 お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、三井住友海上プライマリー生命へ書面または電磁的記録によるお申し出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。(募集代理店では受付できません)	
増額	お取扱いいたしません。	
一部解約 (基本保険金額の減額)	減額後の最低基本保険金額 外貨：1万契約通貨以上 円：100万円以上	お取扱いいたしません。
付加できる主な特約	円入金特約、円支払特約、遺族年金支払特約、社会貢献特約、年金移行特約(定額保険用)、介護年金移行特約、指定代理請求特約	

※同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額と引出部分投入額の合計額(契約通貨が外貨の場合は契約日時点の円換算額)と、既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は20億円となります。なお、既契約の契約通貨が外貨の場合の換算レートは、その契約日時点のレートを適用します。
※契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱いを停止している場合があります。

年金移行特約(定額保険用)について

ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、年金に移行できます。

- 年金移行特約(定額保険用)を付加することで、契約日から1年経過以後であれば、解約払戻金額を原資とした年金に移行することができます。
- 年金の種類は確定年金または年金総額保証付終身年金からお選びいただけます。

積立利率と為替レートのお問い合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

- 積立利率** 基本保険金額等を計算するために、コース、契約年齢、契約日、更改日、契約通貨、積立利率適用期間等に応じて定める利率です。
- 指標金利** コースに応じ、積立利率の設定に際して参考にするほか、解約等の市場調整額の計算に用いられる金利です。
- 為替レート** 円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*です。
* 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降よりご案内しております。

三井住友海上プライマリー生命

フリーダイヤル
0120-125-104

最新の積立利率・
為替レートはこちら▶



※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。詳しくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。

アフターサービスについて

お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

 **ホームページ** プライマリー生命マイページ

- ご契約内容の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行 等

※法人のお客さまは、住所変更や生命保険料控除証明書の再発行等はサービスの対象外となります。

本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。



三井住友海上プライマリー生命ホームページ

<https://www.ms-primary.com>



プライマリー生命マイページご利用方法

三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。
契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。
お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。
※仮パスワードがお手元がない場合や不明な場合、または法人のお客さまは、新規ご登録画面へアクセスしてください。
仮パスワードの発行ができます。

お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会
- 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ
- 円建終身保障への移行(死亡保障コースで契約通貨が外貨の場合)



三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル

0120-81-8107

(ハイ、パートナー)

受付時間
月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。

※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後

保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内／
マイナンバーの事前登録のご案内 等
契約者あてに転送不要・簡易書留で郵送します。

保険期間中

ご契約状況のお知らせ
毎年1回、契約者あてにご案内*します。
* 郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。

※契約年齢が39歳以下のご契約で、第3保険期間の更改日以降に「積立利率の更改についてのご案内」において適用する新しい積立利率をお知らせします。

※記載の内容は、2025年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

* 「ご契約状況のお知らせ」は、ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

【ご契約状況のお知らせWebのご登録方法】

- ・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を书面で郵送します。

安心してご契約を継続いただくためのサービスのご案内

三井住友海上プライマリー生命では、契約者・受取人が、末永く安心して保険契約をご継続いただくために、様々なサービスをご用意しています。

ご家族登録サービス



家族が契約の内容を知らないのは不安だわ…

「ご家族登録サービス」にご登録いただくと、登録されたご家族の方からご契約内容を照会いただくことが可能です。ご登録いただけるご家族は、契約者1名に対し1名のみとなります。
保険証券に同封している申込書でお申込みいただけます。

指定代理請求特約



将来、寝たきり等で住所変更や口座変更等の手続きができなくなってしまったら、どうしたらよいだろう…

保険金等(引出金、年金)受取人が認知症や寝たきりで意思表示ができなくなってしまい、住所変更や口座変更等の請求ができない場合、あらかじめ「指定代理請求特約」を付加いただくことで、ご指定いただいた指定代理請求人が、保険金等受取人に代わって住所変更や口座変更等を請求することが可能です。

※指定代理請求特約は被保険者と保険金等受取人が同一人である場合のみ付加することができます。

指定代理請求人が請求可能な
お手続きの種類

年金(年金移行特約(定額保険用)または介護年金移行特約を付加した契約)の請求
引出金の請求、住所変更、口座変更

その他お困りごと



父が寝たきりで意思表示ができなくなってしまい、介護施設に入居するためのまとまった費用が必要だが、父の保険契約を解約できなくて困っています。

お客さまの大切な保険契約をお守りするため、原則としてご本人以外からのお手続きはできません。
ご本人によるお手続きが難しい場合、成年後見制度のご利用をお願いいたします。
なお、上記内容に限らず、お客さま個々のご事情に寄り添いご相談を承りますので、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。